

地区別申告相談を実施します

令和5年分の確定申告、住民税申告が2月16日(金)から始まります。

所得税・住民税の申告は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に収入があり、令和6年1月1日現在、小平町に住所のある人がしなければなりません。

また、その年中に収入のない人でも、国民健康保険税の算定や軽減、国民年金保険料の減額・免除申請、各種手当等の支給判定など、多くの公的手続きに必要な場合がありますので、住民税の申告が必要となります。



■次の日程で、地区別申告相談を実施しますので、ぜひご利用ください

地区		日程	時間	場所
本郷地区		2月16日(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	本郷地区集落センター
白谷地区		2月19日(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	白谷福祉会館
鬼鹿地区	秀浦、広富、元浜、千松、豊浜	2月20日(火)	9:30~12:00 13:00~16:00	多目的防災交流施設「群来る」多目的ホール
	港町1、港町2	2月21日(水)		
	港町3、田代	2月22日(木)		
小平地区	本町、末広、中央	2月26日(月)	9:30~12:00 13:00~16:00	文化交流センター小ホール
	真砂、高砂、大榎	2月27日(火)		
	旭町、旭町1	2月28日(水)		
	旭町3、新町、新町2	2月29日(木)		
達布地区		3月1日(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	達布活性化センター

■地区別申告相談に来られるときに持参していただくもの

***収入金額や必要経費が確認できる書類**

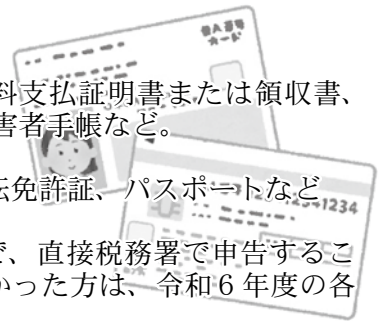
給与、公的年金の源泉徴収票、毎月の収入の記録、経費の領収書など。

***各種控除が確認できる書類**

健康保険料等の領収書、医療費控除の明細書(注3)、国民年金保険料支払証明書または領収書、生命保険料・損害保険料(旧長期のみ)・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など。

***マイナンバーカード(個人番号カード)**

マイナンバーカード(個人番号カード)がない場合、通知カード+運転免許証、パスポートなど



注1) 確定申告については、3月16日以降は役場で申告できませんので、直接税務署で申告することになります。また、申告義務があるにもかかわらず申告されなかった方は、令和6年度の各種証明書(所得証明、課税証明等)が発行できません。

注2) 年金所得者で確定申告が不要の方でも、住民税で各種控除(医療費控除、生命保険料控除等)を受ける場合は、住民税の申告が必要です。

注3) 領収書の提出が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。様式については、下記までお問合せください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります)

◎問合せ先 財政課税務係 (内線 216・217・233)



ゆったりかんバス送迎運行表

2月の無料送迎バス運行日は
7日・14日・21日[水曜日]

鬼鹿方面

白谷・小平方面

本郷・平和・寧楽・達布方面

停留所	時刻
鬼鹿小学校前	9:55
鬼鹿郵便局前	9:58
ローソン鬼鹿前	10:00
第1広富バス停	10:05
ゆったりかん着	10:20

停留所	時刻
旧白谷寿の家前	10:35
商工会前	10:38
役場前	10:40
小平小学校前	10:42
ゆったりかん着	10:45

停留所	時刻	停留所	時刻
※達布活性化センター前	11:10	小平浄水場	11:30
旧寧楽小学校前	11:20	新興団地入口	11:35
平和共栄橋前	11:25	除雪センター前	11:36
富里ライスセンター前	11:26	ゆったりかん着	11:40

鬼鹿・白谷・小平方面お帰り時刻 14:30

本郷・平和・寧楽・達布方面お帰り時刻 15:30

※達布活性化センター前は予約制といたします。達布支所(☎58-1111)またはゆったりかんフロント(☎56-9111)に運行日の午前9時までにお電話いただいた場合のみ送迎いたします。

◎問合せ先 経済課商工水産係(224・267)